

当別町障害者自立支援ホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この訓令は、当別町障害福祉サービス事業条例（平成15年当別町条例第18号）の規定により設置する当別町ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、居宅介護等の利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、行動時の危険を回避するために必要な援護及び外出時の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北海道条例第100号）を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 当別町ホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 石狩郡当別町西町32番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者等に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 2名以上（常勤）

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業者等に対する技術指導、居宅介護等計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明するとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする。

- (3) 従業者 常勤換算2.5名以上

従業者は、居宅介護等計画に基づき、居宅介護等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで
- (3) サービス提供時間 午前7時から午後10時まで(年中無休)
- (4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容)

第6条 事業所が提供する居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画及び同行援護計画の作成
- (2) 身体介護
 - イ 食事の介護
 - ロ 排せつの介護
 - ハ 入浴等の介護
 - ニ 通院等の介助
 - ホ その他の日常生活を営むために必要な身体の介護
- (3) 通院等乗降介助
通院等のために、従業員が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。
- (4) 家事援助
 - イ 調理
 - ロ 洗濯
 - ハ 掃除
 - ニ 生活必需品の買い物
 - ホ その他の日常生活を営むために必要な家事の援助
- (5) 同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等につき、外出時において、当該利用者同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。
- (6) その他の生活全般にわたる援助
(障害者又は障害児の保護者から受領する費用額等)

第7条 事業所は、居宅介護等を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、当別町の全区域とする。

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は、居宅介護等の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

- 2 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、居宅介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第15条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（委任）

第17条 この訓令に定める事項のほか、運営に関する事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。